

大阪教育大学附属池田中学校 部活動方針

生徒支援部

大阪教育大学附属池田中学校では、部活動を通じて生徒の心身の成長を促進し、生涯にわたって芸術・文化等に親しみ、あるいは豊かなスポーツライフを実現する基礎の形成を図るため、部活動方針を策定する。

1. 体制

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の適正な勤務の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適切な数の運動部ならびに文化部を設置する。
- イ 各部は、年間の活動計画および毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、指導者は毎月の活動実績を報告する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教員ともに負担が過度とならないように適宜指導・是正を行う。

2. 目的

- ア 充実した学校生活を送り、趣味豊かな人柄を育て、余暇を活用する態度を養う。
- イ 人間的なふれあいを大切にし、集団の一員としての自覚や、他と協議して楽しく豊かな集団生活を築く態度を育てる。
- ウ ア、イを通して自主的・自律的な態度を育てる。

3. 取り組み

- ア (適切な指導)
指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止につとめ、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ (活動計画)
年間活動計画には、上級生を中心として部員によって前年度末に作成し、次のような内容を盛り込む。
活動メンバー、活動目標、活動内容、基本的な活動日と活動時間、活動場所、活動の流れ、必要物、部活動ルール、安全面の留意事項、学校・社会に対する貢献、(感染症の予防体制)
- ウ (休養日等)
 - ① 原則として、学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日)、土曜日および日曜日(以下、「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- エ (活動時間)
平日は原則17:25までに着替え等を終わらせ、松の木前を通過する。(12月～1月末は17時までに松の木前を通過)。また、始業時間前の練習(朝練)は認めない。

オ (定期考査前の活動)

定期考査前1週間は活動を行わない。ただし、考査1週間前から考査後にかけて公式試合のある場合に限って、学校に届けることにより、活動することができる。この場合活動時間は放課後1時間を限度とし、定期考査中は最終日を除いて活動することができない。

カ (服装)

部活動の服装はその活動に合ったものを着るものとする。練習試合や公式戦などで顧問が必要と判断した場合、部活動の服装で登校することを許可する。

キ (新型クラブにおける新設について)

新設の部は、次の条件を満たすものについて、職員会議の承認をもって認められる。

- ① 本方針の目的に合致すること。
- ② 新部活動を申請する予定の生徒は、申請前に生徒支援部の教員に相談していること。
- ③ 加入希望の生徒が10名以上あること。
- ④ 活動場所が確保できること。(既存のクラブの活動場所と被らないこと)
- ⑤ 顧問が就任を承諾していること。

上記の条件が揃ったのち、活動計画書を作成し、生徒支援部で会議を行い、職員会議の承認をもって新型クラブとして成立する。

(新型クラブの活動)

- ① 自主自律の運営を目指した活動を行う。
- ② 週2日の活動を基本とする。(活動日は各クラブで設定する)原則土曜日・日曜日の活動は行わない。対外試合は行わない。

ク (解散)

課外クラブがその活動内容において、存続不可能と認められる場合、生徒支援部の発議により、自治委員会と職員会議の承認をもってその部は解散となる。

(現状ではクラブ員がいないソフトボール・剣道は今年度廃部対象、かるた部は現状部員1名なので休部対象クラブとなる。)

ケ 校長は、これらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜支援および指導・是正を行う。

4. 方針の見直し

校長は、毎年4月に本方針の見直しを行い、公表する。